

ISO 9001／ISO14001 審査登録の手引き

一般財団法人 発電設備技術検査協会

認 証 セ ン タ ー

JAPEIC-MS&PCC

本手引書は適宜改訂いたしますので、審査登録の申請を頂きます際には、*JAPEIC-MS&PCC* まで最新版についてお問い合わせ下さるか、ホームページ (<http://www.japeic.or.jp>) でご確認下さい。

なお、*JAPEIC-MS&PCC* に審査登録の申請を頂きました組織の皆さまには、本手引書を改訂した際は、ご連絡させていただきます。

目 次

1. はじめに	3
1.1 手引きの目的	3
1.2 <i>JAPEIC-MS&PCC</i> について	3
1.2.1 一般財団法人発電設備技術検査協会とISO 審査登録業務	3
1.2.2 審査登録業務実施のよりどころとなる権限	3
1.2.3 財政的基盤	4
2. 品質及び環境マネジメントシステム審査登録制度	4
2.1 制度の概要	4
2.2 <i>JAPEIC-MS&PCC</i> の業務範囲	4
3. 審査手順	4
3.1 お問合せ・資料請求	4
3.2 審査登録の申請	5
3.3 審査登録契約の締結	5
3.4 マニュアルの提出	6
3.5 審査日程の調整	6
3.6 審査チームの編成・合意	6
3.7 審査	7
3.7.1 第1段階審査計画の立案・合意	7
3.7.2 書類審査の実施	7
3.7.3 第1段階審査(実地審査)の実施	7
3.7.4 第1段階審査結果の報告	8
3.7.5 是正処置の回答・確認	8
3.7.6 第2段階審査計画の立案・合意	8
3.7.7 第2段階審査の実施	9
3.7.8 実地審査(第1段階及び第2段階審査)の手順	9
3.7.9 不適合の定義	10
3.7.10 第2段階審査結果の報告	10
3.7.11 是正処置の回答・確認	11
3.7.12 最終審査報告書の提出	11
3.8 登録可否の判定	11
3.9 判定結果の通知	11
4. 登録	12
4.1 審査登録証	12

4.1.1 審査登録証の交付	12
4.1.2 審査登録証及び JAPEIC-MS&PCC ロゴマーク(登録マーク)	12
4.2 公表	12
5. 審査登録の維持・継続	13
5.1 サーベイランス (添付 2: サーベイランスフロー参照)	13
5.2 更新審査(添付 3: 更新審査フロー参照)	13
5.3 再審査	14
5.4 継続可否の判定	14
6. 情報通信技術(ICT)を活用した審査	14
7. 登録の一時停止及び取り消し	15
8. 登録の移転	15
8.1 JAB 等のロゴマークがある審査登録証からの移転の場合	15
8.2 JAB 等のロゴマークが無い審査登録証からの移転の場合	16
9. 登録組織の権利・義務	16
9.1 登録組織の権利	16
9.1.1 登録組織であることの表明	16
9.1.2 JAPEIC-MS&PCC の情報公開	16
9.1.3 JAPEIC-MS&PCC の情報提供	16
9.2 登録組織の義務	17
10. 審査登録料金	17
10.1 料金表	17
10.2 料金の見積り	17
10.3 料金の支払方法	17
11. 異議申立て、苦情及び紛争の処理	18
11.1 異議、苦情及び紛争の申立て	18
11.2 異議、苦情及び紛争の処理	18
12. 機密の保持	18
13. 問合せ先	18
14. 添付資料	19

1. はじめに

1.1 手引きの目的

この手引きは、一般財団法人発電設備技術検査協会 認証センター（以下、「*JAPEIC-MS&PCC*」と略称します。）が行う ISO9001 及び ISO14001 規格に基づく品質及び環境マネジメントシステムに関する審査登録業務及び登録された組織の権利及び義務について説明したものです。

1.2 *JAPEIC-MS&PCC*について

1.2.1 一般財団法人発電設備技術検査協会と ISO 審査登録業務

一般財団法人発電設備技術検査協会（以下「*JAPEIC*」と略称します。）は、1970 年に火力及び原子力発電用機器の品質の維持向上、安全性の確保を目的として通商産業大臣の許可を得て設立された一般財団法人です。

JAPEIC は、1997 年 12 月に品質システム審査室（現在：認証センター）を設置し、ISO 9000S に基づく品質システム審査登録業務を開始し、1999 年 6 月に公益財団法人 日本適合性認定協会（*JAB*）から品質マネジメントシステム審査登録機関としての認定（認定番号：R032）を取得しました。

その後、環境問題に対する皆さまの意識の高まり、ISO9000S 品質マネジメントシステム規格と ISO14001 環境マネジメントシステム規格の両立性確立等の動向を踏まえて、1999 年 10 月から新たに ISO 14001 に基づく環境マネジメントシステム審査登録業務を開始し、2002 年 8 月に *JAB* から環境マネジメントシステム審査登録機関としての認定（認定番号：RE034）を取得しました。

また、2008 年 4 月に *JAB* から ISO/IEC17021 認証機関（認定番号：CM029）として承認されました。

1.2.2 審査登録業務実施のよりどころとなる権限

JAPEIC は、「一般財団法人発電設備技術検査協会 寄付行為」に定められた事業を実施します。*JAPEIC-MS&PCC* が実施する品質マネジメントシステム（*QMS*）審査登録業務及び環境マネジメントシステム（*EMS*）審査登録業務は、この寄付行為に定められた管理システムの審査及び登録事業に該当します。

JAPEIC-MS&PCC は、業務運営の公平性を確保するため、学識経験者、顧客、組織等から構成された公平性委員会を設置しています。

また、審査結果に対する判定の客観性を確保するため、評価委員会を設置しています。

JAPEIC-MS&PCC は、*JAPEIC* を母体とし、その一部門を構成しますが、これらの委員会を含めた業務運営機構によって、他の業務を実施する部門や *JAPEIC* 外部から影響されることなく審査登録業務を行います。

1.2.3 財政的基盤

JAPEIC-MS&PCC の財政は、組織から支払われる申請料、審査料、登録維持料等の審査料金により支えられます。収支は、*JAPEIC* の全体収支の中で識別して管理され、独立採算を**目指しています**。*JAPEIC-MS&PCC* は、審査登録機関として継続的に責任を果たすために必要で十分な安定した財政的基盤を有して**おり**、*JAPEIC* 以外からの出資や財政的援助は、一切受けていません。

2. 品質及び環境マネジメントシステム審査登録制度

2.1 制度の概要

品質及び環境マネジメントシステム審査登録制度とは、組織の品質及び環境マネジメントシステムについて、*JISQ9001/ISO9001* 及び *JISQ14001/ISO14001* 規格への適合性を第三者の立場から審査し、適合している場合には、当該組織を登録し公表を行うという仕組みです。

2.2 *JAPEIC-MS&PCC* の業務範囲

JAPEIC-MS&PCC の業務範囲は、*JAB* 認定範囲表 (MSG-0003) に示す通りです。これら認定範囲以外の分野は、審査を行わないという事では有りません。これら分野以外でも専門的知識・経験を有する審査員／技術専門家を確保し、*JAB* の所定の手続きを経て業務範囲を拡大していくことが出来ますので、お気軽にご相談下さい。

なお、*JAB* 認定範囲は適時拡大しておりますので、最新の認定範囲についてはお問い合わせ下さい。

また、先進的サーベイランス・更新審査 (ASRP) については、現在のところ対応していません。

3. 審査手順

JAPEIC-MS&PCC の品質及び環境マネジメントシステム審査登録の手順は、次の各項及び添付 1 登録審査フローによります。

3.1 お問合せ・資料請求

資料のご請求があった場合は、申請関係書類をお送りします。また、お打合せをさせて頂き、*JAPEIC-MS&PCC* の QMS/EMS 審査登録の特長、申請手続き、審査手順、費用、登録後の *JAPEIC-MS&PCC* の対応等について説明します。日時につきましては、お電話等であらかじめご予約下さい。

3.2 審査登録の申請

JAPEIC-MS&PCC は、審査登録業務を正式に開始し、審査登録機関として対応させていただくために、審査希望時期の概ね 6 ヶ月前までに次の申請書の提出をお願いします。様式は *JAPEIC-MS&PCC* のホームページから入手できます。

また、審査を適切に進めていくために、組織、マネジメントシステム、活動等に関する情報を提供していただきます。「マネジメントシステム調査票」に必要事項をご記入の上、必要な書類を添付し、申請書と同時に提出をお願いします。

- ① 審査登録申請書 (*JAPEIC-MS&PCC* 規定様式)
- ② マネジメントシステム調査票 (*JAPEIC-MS&PCC* 規定様式)
- ③ 添付書類 (会社案内、製品案内、製品実現プロセスフロー図、組織図、案内図、EMS にあっては、都市計画図、設備/施設のレイアウト図等)

提出された申請書は、すべて受領し、正式に受理の可否を検討させていただきます。申請を受理した場合には、受理通知をお送りします。

なお、申請分野が、*JAPEIC-MS&PCC* の業務範囲から明らかに外れており、今後とも当該分野を拡大できる見通しが無い場合は協議させて頂き、申請を受理できないと判明した場合には、その理由を明記して不受理通知をお送りします。

3.3 審査登録契約の締結

JAPEIC-MS&PCC は、申請受理後に、審査登録業務内容、審査登録の要求事項、申請者及び *JAPEIC-MS&PCC* の権利・義務等を明確にし、双方の理解の相違がないように申請者と *JAPEIC-MS&PCC* との間で審査登録契約を締結させていただきます。

特に、JAB 認定付きの審査登録証を希望される申請者にあっては、JAB から依頼があった場合は、JAB 認定審査チームの受入れを受諾して頂きます。

なお、審査登録の要求事項は、次のとおりです。

- ① 適用する QMS/EMS 規格に適合する文書化した QMS/EMS を維持する。
- ② *JAPEIC-MS&PCC* の審査登録のプログラムにかかわる該当規定に常に適合する。
- ③ 審査の実施に必要な準備をすべて行う。この準備には、登録審査、サーベイランス、更新審査、再審査及び苦情の解決のために必要な文書の調査並びに審査に関係するすべての場所への立入り、記録(内部監査報告を含む。)の閲覧及び組織関係者との面談のための用意を含む。なお、JAB に登録する場合にあっては、申請者及び登録組織は、JAB からの依頼に応じて、乙が実施している審査に立会うために、JAB の認定審査チームを受け入れるものとする。受け入れを拒絶した場合は認定された認証文書は発行できない。

- ④ 登録の対象となっている活動についてだけ登録をされていることを表明する。
- ⑤ 授与された登録を *JAPEIC-MS&PCC* の評価を損なうような使い方をせず、また、誤解を招く又は認めた範囲を逸脱すると *JAPEIC-MS&PCC* が考えるような登録に関する表明は行わない。
- ⑥ 登録の一時停止又は取消しを受けた場合には、登録を引用しているすべての宣伝及び広告を中止し、*JAPEIC-MS&PCC* の要求どおりに登録証を返却する。
- ⑦ QMS/EMS が適用規格に適合していることを示すためにだけに登録を使用し、当センターによって製品又はサービスが適格であると承認されたと思わせるようには登録を利用しない。
- ⑧ 登録文書、登録マーク、報告書及びそれらの一部であっても、誤解を招くような方法で使用しない。
- ⑨ 文書、パンフレット又は宣伝・広告等の媒体で登録について触れる場合には、*JAPEIC-MS&PCC* の要求事項に従う。
- ⑩ 審査登録に関する要求事項を遵守し、申請者の評価に必要なすべての情報を提供する。
- ⑪ 適用 QMS/EMS 規格又は他の規準文書の要求事項に従って全ての苦情を含むコミュニケーション及びとった処置を記録し、*JAPEIC-MS&PCC* が必要に応じて利用できるようにする。
- ⑫ QMS/EMS に何らかの変更を行う場合、又は適合性に影響を与える可能性のあるその他の変更を行う場合に、その旨を速やかに *JAPEIC-MS&PCC* に通知する。

3.4 マニュアルの提出

JAPEIC-MS&PCC から審査書類提供依頼の文書を送付します。次のマネジメントシステム文書の最新版を可能な限り「非管理版」で提出下さい。

- ・QMS の場合： 品質マニュアル及び規格要求の 6 手順書（品質マニュアル以外に手順書が存在する場合） 各 1 部
- ・EMS の場合： 環境マネジメントシステム文書（環境マニュアル及びその下位の規則を含む） 各 1 部

3.5 審査日程の調整

JAPEIC-MS&PCC は、実地審査予定日の約3ヶ月前から実地審査の日程調整を開始させていただきます。

3.6 審査チームの編成・合意

JAPEIC-MS&PCC は、審査を開始する前に、審査チームを編成し、申請者に審査

員名、所属、略歴等を書面で通知し合意を得て決定します。

なお、正当な理由がある場合には、審査員を忌避することができます。

3.7 審査

登録審査は、第1段階審査(書類審査を含む)と第2段階審査の2段階で行います。

3.7.1 第1段階審査計画の立案・合意

*JAPEIC-MS&PCC*は、第1段階審査(書類審査を含む)に関しての審査範囲、審査日時、審査対象部署、審査項目等を記載した詳細な審査計画書を作成し、申請者の合意を得て決定します。

3.7.2 書類審査の実施

*JAPEIC-MS&PCC*は、QMS/EMS 文書に対して書類審査を実施します。書類審査では、申請者の QMS/EMS 文書(環境マニュアル及びその下位の規則を含む)が適用規格の要求事項を満たしているかを確認し、書類審査の結果は、申請者に通知します。QMS の場合、書類審査の結果によっては、手順書等を追加で提出いただく場合があります。

なお、QMS/EMS 文書に是正処置が必要な場合は、是正を要求します。

3.7.3 第1段階審査(実地審査)の実施

第1段階審査(実地審査)は、申請者の組織、規模、業態、環境側面・影響[EMS]、方針及び目標等の観点からその QMS/EMS を理解すると共に、申請者の審査準備がどこまで整っているのかを調査し理解することにより、第2段階審査の審査計画を立案する際の焦点を絞ることを目的に実施するものです。

第1段階審査が実施可能な条件は、以下のとおりです。

- ① 文書化された QMS/EMS が構築・制定され、3 カ月以上運用されていること。
- ② QMS/EMS 全ての手順に関して内部監査が 1 回以上実施され、記録が検証できること。
- ③ マネジメントレビューが 1 回以上実施され、記録が検証できること。

第1段階審査(実地審査)では、主に以下の点を確認します。

- ① QMS/EMS の計画と規格要求事項との適合性及び実証記録の作成状況。
- ② 申請者の該当する活動について、ライセンス(操業許可等)が取得されていること。
- ③ 申請者が適切なプロセスを特定し、QMS に組み込まれていること。[QMS 審査]

- ④ 申請者の環境側面の特定、その重要度の判定を行うための適切なプロセスがEMSに組み込まれていること。[EMS 審査]
- ⑤ 品質/環境方針を達成するようにQMS/EMSが構築されていること。
- ⑥ 規格に適合した内部監査が計画・実施され、その効果がわかること。
- ⑦ マネジメントレビューが実施され、QMS/EMSの継続的な妥当性、適切性及び有効性をカバーしていること。
- ⑧ QMS/EMS運用開始後、申請者が確認している全ての不適合の詳細。
- ⑨ QMS/EMS運用開始後、とられた是正処置及び予防処置。
- ⑩ EMSが外部の利害関係者からの関連するコミュニケーションを文書化し、これに対応していること。[EMS 審査]
- ⑪ 審査を要する追加文書があるか、及び/又は事前を取得しておかなければならない知識の確認。

なお、第1段階審査で入手した情報について、第2段階審査で、その情報を詳細調査するために要求することがあります。

3.7.4 第1段階審査結果の報告

審査チームは、第1段階審査(書類審査を含む)の結果に基づき、第2段階審査に移行できるか否かを判断し、終了時会議で申請者に報告し、審査報告書(中間)を提出します。第1段階審査の結果、是正すべき不適合を特定し、回答期限を設けて是正処置を要求します。

なお、審査報告書(中間)の内容に対して申請者に意見を求めます。ご意見がある場合は、書面でご提出下さい。

3.7.5 是正処置の回答・確認

申請者は、是正処置の回答を是正処置報告書に不適合の原因、不適合の処置、再発防止対策等について記載していただき、処置内容が確認できる裏付け資料を添付して、回答期限までにご提出下さい。

なお、第1段階審査と第2段階審査の間隔(第1段階審査の最終実地審査日から第2段階審査の実地審査日の期間)は、3か月間となっておりますので、第1段階審査結果の処置期間において、ご注意ください。

3.7.6 第2段階審査計画の立案・合意

第1段階審査の結果、第2段階審査に移行できる場合には、第1段階審査の所見をベースに、*JAPEIC-MS&PCC*は第2段階審査に関しての審査範囲、審査日時、審査対象部署、審査項目等を記載した詳細な審査計画書を作成し、申請者の合意を得て決

定めます。

3.7.7 第2段階審査の実施

第2段階審査は、申請者が自らの方針、目標及び手順を守っていること、QMS/EMSがQMS/EMS規格の全ての要求事項に適合していること及び方針・目標を達成しつつあることの確認を行うことを目的に実施するものです。

主に以下の点を確認します。

- ① QMS/EMSの規格要求事項への適合性と運用状況
- ② 環境側面の特定、及びそれに続く著しい環境側面の決定[EMS審査]
- ③ 評価プロセスから導き出された目的・目標[EMS審査]
- ④ 法的及びその他の要求事項との適合を確実にするための手順
- ⑤ 品質/環境方針に対する経営管理者の責任
- ⑥ 運用管理/製品実現
- ⑦ 目的及び目標に照らしたパフォーマンスの監視、測定、報告及び見直し
- ⑧ 内部監査及びマネジメントレビュー
- ⑨ 不適合の識別及び評価並びに是正処置/予防処置の完了
- ⑩ 方針、環境側面及びそれに伴う環境影響、目的及び目標、責任、プログラム、手順、パフォーマンス・データ、内部監査及び見直しの間のつながり
- ⑪ 第1段階審査における検出事項の処置に関する有効性の検証

3.7.8 実地審査(第1段階及び第2段階審査)の手順

実地審査は、審査チームが申請者を訪問し、合意を得た審査計画書に基づきQMS/EMSとその実施状況が適用規格に適合しているか否かを数日にわたり審査します。

審査に際しては、審査対象となる関連施設への自由な立入り、記録の閲覧、関係者との面接及び案内者の同行をお願いします。

また、審査チームが打合せを行うための会議室等の準備をお願いします。

(1) 開始時会議(オープニングミーティング)

審査チームは、審査に先立って、審査目的、審査範囲、審査手順、審査員、守秘義務等を相互で確認するために開始時会議を行います。

審査登録対象範囲のQMS/EMSに責任ある経営者及び管理責任者の方にご出席いただきます。また、審査登録対象部署の責任者の方もできる限りご出席下さい。

(2) 審査

審査チームは、各部署の関係者との面談、記録の閲覧、活動の観察等を通じ、

QMS/EMS とその実施状況が適用規格に適合しているか否かを審査します。

(3) 終了時会議(クロージングミーティング)

審査チームは、審査最終日に、審査結果、審査報告書の概要等を説明するため終了時会議を行います。

審査登録対象範囲の QMS/EMS に責任ある経営者及び管理責任者の方は必ずご出席いただきます。また、審査登録対象範囲の責任者の方もできる限りご出席下さい。

終了時会議では、適合性に関して検出された事項の内容及び重要性について説明し、質疑応答を行います。その際、受審責任者の方には検出内容の確認の署名をお願いします。また、検出した事項が、不適合として特定された場合の是正処置の手順等についてもご説明します。

3.7.9 不適合の定義

「不適合」とは、規格要求事項の内、一つ又は複数の要求されている事項が欠けている又は、実施及び維持されていないこと、あるいは、入手できる客観的証拠に基づいて、組織が供給している製品の品質に関して重大な疑いを生じる状況(QMS 審査の場合) / 当該 EMS に組織の方針及び目標を達成する能力があるかに関して重大な疑いを生ずる状況(EMS 審査の場合)をいいます。

事象の範囲が部分的で、発生の頻度が単発的ないわゆる軽微な事象であっても前述の定義に該当する事象は不適合とします。

なお、EMS 審査において、規制上の要求事項に対する不適合を発見した場合は以下のとおり処置します。

- (a) 審査業務の過程で規制上の要求事項に対する不適合を発見した場合は、当該不適合を組織自らが解決できるように環境マネジメントシステムを計画し、その計画に従って運用していることを確認します。
- (b) 規制上の要求事項に対する不適合そのものを審査上の不適合としては取り扱いません。しかしながら、規制上の要求事項に対する不適合の処置が完了あるいは計画(該当する場合は規制当局とのコミュニケーションが行われていることを含む)していることは確認します。
- (c) 発見した規制上の要求事項に対する不適合の内容及び当該事象に関連した組織の活動内容を確認する中で EMS の適合性に関して検出した事項は、確認会議及び終了時会議において相互に確認します。

3.7.10 第2段階審査結果の報告

審査チームは、QMS/EMS の適合性に関する所見を終了時会議で申請者に報告し、

審査報告書(中間)を提出します。第2段階審査の結果、是正すべき不適合を特定し、回答期限を設けて是正処置を要求します。

なお、審査報告書(中間)の内容に対して申請者に意見を求めます。ご意見がある場合は、書面でご提出下さい。

3.7.11 是正処置の回答・確認

申請者は、是正処置の回答を是正処置報告書に不適合の原因、不適合の処置、再発防止対策等について記載していただき、処置内容が確認できる裏付け資料を添付して、回答期限までにご提出下さい。

JAPEIC-MS&PCC は、提出された是正処置報告書の内容を確認し、全面的又は部分的な再審査を行うか、あるいは、是正処置報告書の回答をサーベイランス中に確認するか等の是正処置の検証方法を決定し、通知します。

3.7.12 最終審査報告書の提出

JAPEIC-MS&PCC は、第1段階審査(書類審査を含む)及び第2段階審査での審査報告書(中間)とそれに対する申請者からのご意見並びに是正処置に関する回答とその結果に基づき最終審査報告書を作成し申請者に提出します。

3.8 登録可否の判定

JAPEIC-MS&PCC は、最終審査報告書を基に登録可否の判定を評価委員会で行い、「登録可」の場合、登録を決定します。

なお、評価委員会への上程は、是正処置の検証が全て完了した後に行います。

判定は次によります。

- ①登録可 : 残存する不適合がない場合。
- ②判定保留: 審査中に検出された不適合に対する是正の検証が不十分であり、実施された処置内容を確認できるより詳細な裏付け資料の再提出、あるいは全面的又は部分的な再審査が必要であると判断される場合。
- ③不登録 : 審査中に検出された不適合を合意した期間内には是正しない場合。

3.9 判定結果の通知

JAPEIC-MS&PCC は、評価委員会の判定結果を申請者に通知します。なお、判定結果に不服の場合は、書面により異議申立てができます。

①登録可の場合

登録可の通知と共に、審査登録料金の請求書をお送りします。

②判定保留の場合

判定保留の通知をお送りします。実施された是正処置内容を確認できるより詳

細な裏付け資料の再提出、あるいは全面的又は部分的な再審査を実施し、是正内容を確認した後、再び評価委員会による判定を受けます。

なお、是正要求に応じない場合は、不登録の扱いとなります。

③不登録の場合

不登録通知と共に、審査登録料金の請求書をお送りします。

4. 登録

4.1 審査登録証

4.1.1 審査登録証の交付

JAPEIC-MS&PCC は、登録可と決定した申請者に対して、審査登録証(付属書を含む)を交付すると共に、登録組織の名称、所在地、登録の範囲等を登録組織名簿に登録します。

審査登録証は、和文のもの1通を交付します。なお、ご希望により複製及び英文の審査登録証を別途有料で発行します。

4.1.2 審査登録証及び *JAPEIC-MS&PCC* ロゴマーク(登録マーク)

審査登録証には、次の事項が明記されます。

- ① 審査登録番号
- ② 組織の名称及び所在地
- ③ 登録の範囲及び適用規格番号
- ④ 登録の発効日及び有効期限
- ⑤ 審査登録機関の表示(名称及び登録マーク)

登録マークは図 1 に示すとおりです。なお、審査登録証交付時に登録マークの清刷(電子データ)を *JAPEIC-MS&PCC* より提供します。



図1 *JAPEIC-MS&PCC*の品質/環境マネジメントシステムの登録マーク

4.2 公表

JAPEIC-MS&PCC は、要請に応じて登録組織名簿を公開します。

登録組織は、*JAPEIC-MS&PCC*に登録されていることを公表できます。

5. 審査登録の維持・継続

登録組織は、登録後、その維持・継続のために、サーベイランス、更新審査を受ける必要があります。サーベイランス、更新審査の審査サイクル(登録後の経過年数)は、原則として登録審査における実地審査の最終日(終了時会議の日)を起点日として算定します。(参考:登録の有効期間は、品質/環境システム評価委員会での判定日を起点として管理しています。)

5.1 サーベイランス (添付2:サーベイランスフロー参照)

サーベイランスの詳細は、次によります。

- ① サーベイランスの実施は、登録対象の全範囲を最も良く実証する時期とし、少なくとも暦年に1回行います。
但し、初回登録審査に続く最初のサーベイランスは、認証決定日から12カ月を超えないように行います。
- ② サーベイランスの実施にあたって申請書をご提出頂く必要はありません。
*JAPEIC-MS&PCC*からサーベイランスの実施を書面で通知させていただきます。
- ③ サーベイランスは、登録審査の第2段階審査に準じて行います。ただし、審査項目や範囲は、登録審査時より限定的となります。QMS/EMSに大幅な変更がある場合は、書類審査を実施します。
- ④ サーベイランスでは、登録されたQMS/EMSが継続して実行されていることを検証すると共に、是正処置の結果、登録マーク等の使用状況、顧客苦情の記録(EMSにあっては、外部の利害関係者からのコミュニケーションの受付)等についても確認します。

サーベイランスの結果は、認証センター長が「継続」の可否の判定を行い、評価委員会に報告します。判定の結果は、最終審査報告書の送付に合わせて登録組織に書面で通知します。

5.2 更新審査 (添付3:更新審査フロー参照)

登録の有効期間は、登録日から起算して3年間です。3年目は更新審査となります。更新審査の実施期間の遅くとも3ヶ月前に、*JAPEIC-MS&PCC*は更新審査の実施を書面で通知し、更新の意思を書面で確認した後、更新審査を開始させていただきます。

更新審査は、登録審査の書類審査、第2段階審査に準じて行います。審査結果の判定を審査登録証の有効期限内に行いますので、実地審査は、起点日から3年目の前4ヶ月の間(なお、有効期限の2ヶ月前までに実地審査を終了すること。)で受審されるよう

お願いします。

5.3 再審査

次の場合は、再審査を行います。実施時期等は、協議の上、直近にサーベイランスを実施する時は、サーベイランスと併せて行います。

- ① 登録審査、サーベイランス及び更新審査において検出された不適合の是正処置の結果を確認する場合。
- ② 登録組織についての苦情、その他の情報の分析から、登録組織が *JAPEIC-MS&PCC* の要求事項に適合していないことが明らかになった場合。
- ③ 登録組織が品質又は環境マネジメントシステムの変更又は登録組織、適用事業所の移転等、関連要求事項との適合性に影響を及ぼすと思われる変更があった場合。
- ④ 登録組織が登録範囲の拡大又は縮小を希望する場合。

更新審査及び再審査の結果は、評価委員会で「継続」の可否の判定を行います。判定の結果は、登録組織に書面で通知します。

なお、更新審査や登録範囲の拡大又は縮小に伴う再審査の場合は、「継続可」の決定に伴い、審査登録証を再発行します。

なお、*JAPEIC-MS&PCC* は、苦情のための調査、又は変更に対応して、又は一時停止とした組織のフォローアップとして、短期の予告で組織の審査を実施することがあります。

具体的には、外部情報等に基づき常態化した不適合又は重大な不適合の存在が明らかになった場合及び事実関係の調査に協力が得られない場合が該当いたします。

このような場合は、通常、実施している文書による審査員の受託同意等を省略して実施する場合があります。

5.4 継続可否の判定

判定は、次によります。

- ①継続可 : 残存する不適合がない場合。又は不適合が残存するが、合意した期間内に有効に是正された場合。
- ②一時停止 : 不適合が残存し、合意した期間内に是正されない場合。
- ③取消し : 不適合が残存し、一時停止の期間内に是正されない場合。

6. 情報通信技術（ICT）を活用した審査

*JAPEIC-MS&PCC*の審査は、情報の収集、保存、読み出し、処理、分析及び伝送等にICT

技術を利用できます。

ICTを活用した審査では、審査に先立ちネットワークの状況等をあらかじめ調査します。この調査は、費用が発生します。ICTを活用した審査の場合は、リスク回避、機密保持等の観点から審査計画書に合意事項を明記して、審査計画書の合意をもって機密保持に合意したこととします。

なお、詳細は情報通信技術(ICT)を活用した審査に関する規則(認証規則第3号)に規定されています。

7. 登録の一時停止及び取り消し

JAPEIC-MS&PCCは、次の各号の一つに該当すると認めたときは、登録組織に対して登録の一時停止又は取り消しを行います。また、関係者からの要請があったとき、登録組織のマネジメントシステムの認証状態が一時停止、取消し等の場合には、その旨を適正に回答します。

- ① 申請内容に虚偽の記載があったとき。
- ② 登録組織遵守規則に違反する行為があったとき。
- ③ 登録組織が倒産、解散又は破産し、若しくは整理されたとき。
- ④ 審査登録料金が支払われなかったとき。
- ⑤ 登録組織が審査の際に故意に虚偽の説明を行っていたことが判明したとき。
- ⑥ その他審査登録制度の目的に著しく反する行為があったとき。

登録組織は、登録の一時停止又は取り消しを受けた場合には、登録を引用しているすべての宣伝及び広告を中止し、JAPEIC-MS&PCCに審査登録証等を返却して下さい。

8. 登録の移転

8.1 JAB等のロゴマークがある審査登録証からの移転の場合

公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)及び国際認定機関フォーラム(IAF)相互承認協定(MLA)のメンバーである外国の認定機関から認定された審査登録機関に登録されている組織がJAPEIC-MS&PCCに登録を移転される場合は、書類審査及び組織への実地訪問を行い、既審査登録機関の審査登録証、審査報告書、マニュアル等の関連情報によりJAB基準に基づき次の事項を確認させていただきます。書類審査、実地訪問で疑問がある場合は、実地審査を行います。

- ・移転の範囲が、JAPEIC-MS&PCCの認定範囲に属していることの確認。
- ・登録移転の理由。
- ・登録証の有効性、登録範囲の適切性及び完結していない不適合の検証。
- ・過去の審査で指摘された未完結の不適合についての検討。
- ・組織が受けた苦情及び取った処置。
- ・QMS/EMSの維持状況。等

なお、移転手続きを簡素化されるには、サーベイランス時に合わせて移転されることを推奨いたします。

審査登録証の有効期間は、既審査登録機関で発行された登録証の有効期限までとします。サーベイランス及び更新審査は、既審査登録機関が用いた審査登録パターンを活用します。

8.2 JAB 等のロゴマークが無い審査登録証からの移転の場合

この場合は、基本的には新規登録と同じ取扱いになりますので、登録の有効期間は、新たに3年となります。

なお、審査費用、審査日数については、これまでの QMS/EMS の運用実績、他審査登録機関での審査実績を考慮しますので、通常の新規登録より軽減されます。

9. 登録組織の権利・義務

9.1 登録組織の権利

9.1.1 登録組織であることの表明

登録組織は、登録マークを審査登録範囲に関してのみ、宣伝用資料(パンフレット)、封筒、名刺等に使用し、*JAPEIC-MS&PCC* に登録されていることを表明することができます。

ただし、登録マークは、製品自体が認証を受けたような誤解を生じさせないように、製品自体に表示することはできません。

9.1.2 *JAPEIC-MS&PCC* の情報公開

JAPEIC-MS&PCC は、第三者からの要請又は問合せに応じ、審査登録証に記載した内容の紹介、確認及び登録組織名簿の公開を行います。

9.1.3 *JAPEIC-MS&PCC* の情報提供

JAPEIC-MS&PCC は、次の文書を改訂した場合、その都度、ホームページ等でお知らせいたします。

最新版は当センターホームページ(URL: <http://www.japeic.or.jp>) からダウンロードできますのでご利用ください。なお、ご要望があれば送付します。

- ① 登録組織遵守規則
- ② 審査登録に関する異議申立て、苦情及び紛争取扱い規則
- ③ **認証に関する料金規程**
- ④ **情報通信技術(ICT)を活用した審査の規則**
- ⑤ 審査登録の手引き

JAPEIC-MS&PCC は、次の審査登録に関する要求事項を変更する場合は、登録

組織に十分な期間をおいて予告します。また、変更前に、変更に対する登録組織のご意見をお聞きし、それらを考慮した上で、変更内容及び発行日を決定します。

- ① 適用規格の変更
- ② 登録組織遵守規則の規定内容の重要な変更

9.2 登録組織の義務

登録維持のための要求事項、審査登録証及び登録マークの使用条件、登録の一時停止、取り消し条件等、登録組織に遵守して頂く事項は、登録組織遵守規則に記載しています。その概要は次のとおりです。

- ① QMS/EMS 適用規格への適合維持
- ② サーベイランス、更新審査及び再審査等の受け入れ
- ③ QMS/EMS の変更に関する届出
- ④ 審査登録証及び登録マークの使用条件
- ⑤ 利害関係者からの苦情及び是正処置の記録の保管
- ⑥ 是正要求への対応
- ⑦ 登録の一時停止又は取り消しを受けた場合の登録を引用している宣伝広告の中止並びに審査登録証の返却
- ⑧ 登録に関する不適切な言及の禁止

次のような場合は、登録組織は、速やかに登録変更届出書(JAPEIC-MS&PCC 規定様式)等によって JAPEIC-MS&PCC まで変更内容を通知して下さい。

- ① 登録範囲を拡大・縮小する場合。
- ② 登録組織名、所在地等の審査登録証記載内容を変更する場合。
- ③ QMS/EMS の変更で適用規格への適合性に影響を及ぼす場合。
- ④ 審査登録を取下げする場合。

1.0. 審査登録料金

10.1 料金表

審査登録料金は、[認証に関する料金規程\(認証規則第1号\)](#)に規定しています。

10.2 料金の見積り

JAPEIC-MS&PCC は、申請者から審査登録料金について見積りのご要望がありましたら、標準的な審査工数に基づく料金をお見積りします。

10.3 料金の支払方法

審査登録料金は、申請料、基本料、審査料、登録料、その他の費用を一括して、判

定結果通知をお送りする際に請求します。請求書の受領後、翌月末日までに指定の銀行口座にお振込み下さい。

1.1. 異議申立て、苦情及び紛争の処理

1.1.1 異議、苦情及び紛争の申立て

申請者及び登録組織は、登録又は維持の可否決定についての異議、登録又は維持の可否決定に至るまでの審査又は登録活動についての苦情、*JAPEIC-MS&PCC* との意見の相違に伴う紛争を書面により申立てることができます。

1.1.2 異議、苦情及び紛争の処理

JAPEIC-MS&PCC は、申立てされた異議、苦情及び紛争を「審査登録に関する異議申立て、苦情及び紛争取扱い規則」に定めた手順に従って審議し、その決定を書面により申立て者に通知します。

1.2. 機密の保持

JAPEIC-MS&PCC は、審査登録業務で得られた申請者及び登録組織の情報については、全ての要員(委員会、契約した審査員を含む)は、あらゆるレベルにおいて次のように機密保持を行います。

- ① 要員は、審査登録活動の過程で得られた情報の機密を保護するために守秘義務に対する誓約書に署名し、関係規則に従って情報の機密保持を行う。
- ② 組織に関する文書及び品質記録の保管は、書庫を施錠し第三者の利用が出来ないようにする。
- ③ 組織に関する文書及び品質記録の処分は、シュレッダー等の使用により機密保持が確保できる方法によって行う。
- ④ 組織に関する情報をその組織の書面での同意がない限り第三者に開示しません。
- ⑤ インターネットを経由した情報の漏洩については、最新のセキュリティ対策を講じる。

1.3. 問合せ先

一般財団法人 発電設備技術検査協会

認 証 セ ン タ ー (J A P E I C - M S & P C C)

〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル 3F

TEL 03-5404-3877

FAX 03-5404-3882

E-mail: iso@japeic.or.jp

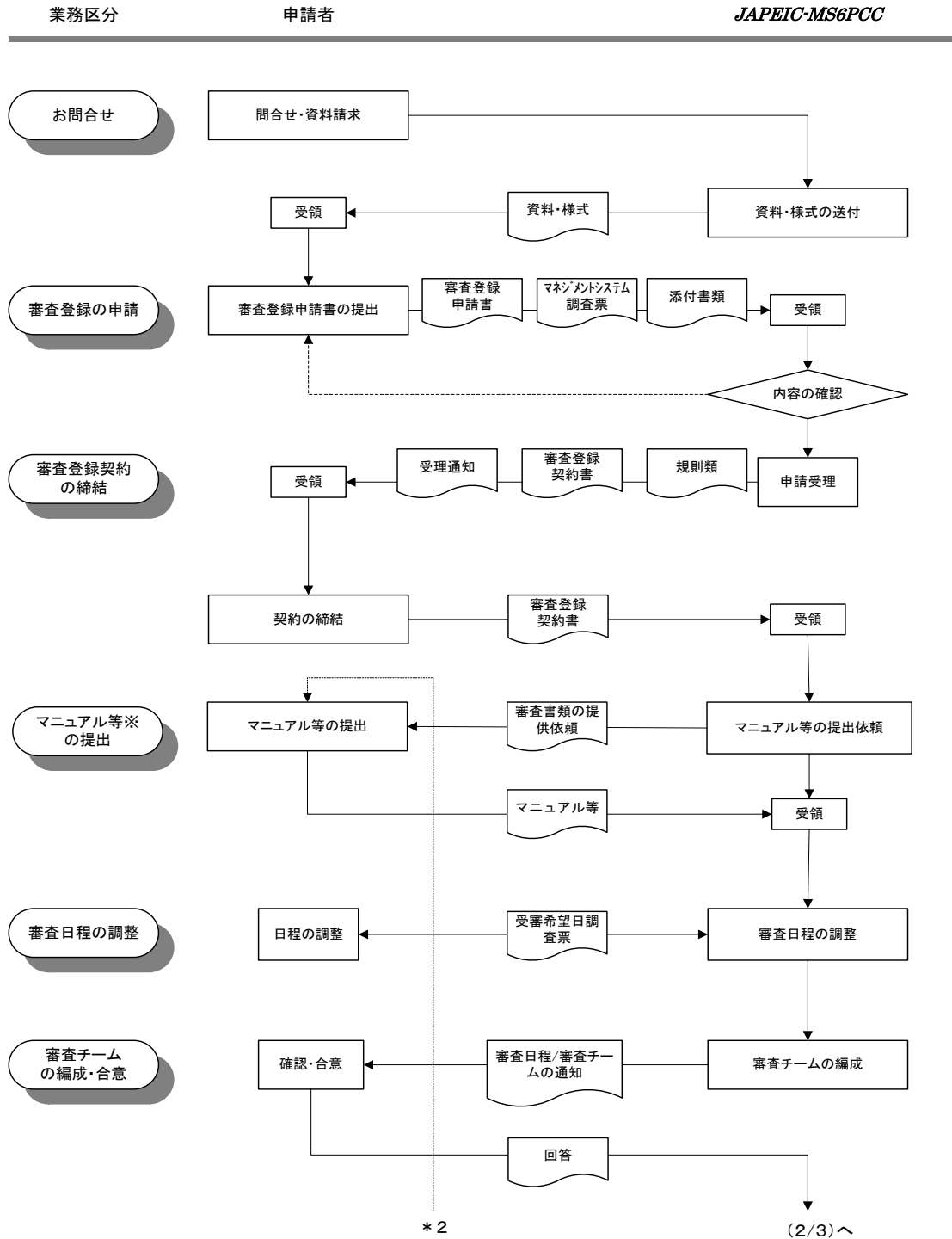
URL: <http://www.japeic.or.jp>

1.4. 添付資料

- ① 添付 1: 登録審査フロー図
- ② 添付 2: サーベイランスフロー図
- ③ 添付 3: 更新審査フロー図

添付1

登録審査フロー(1/3)



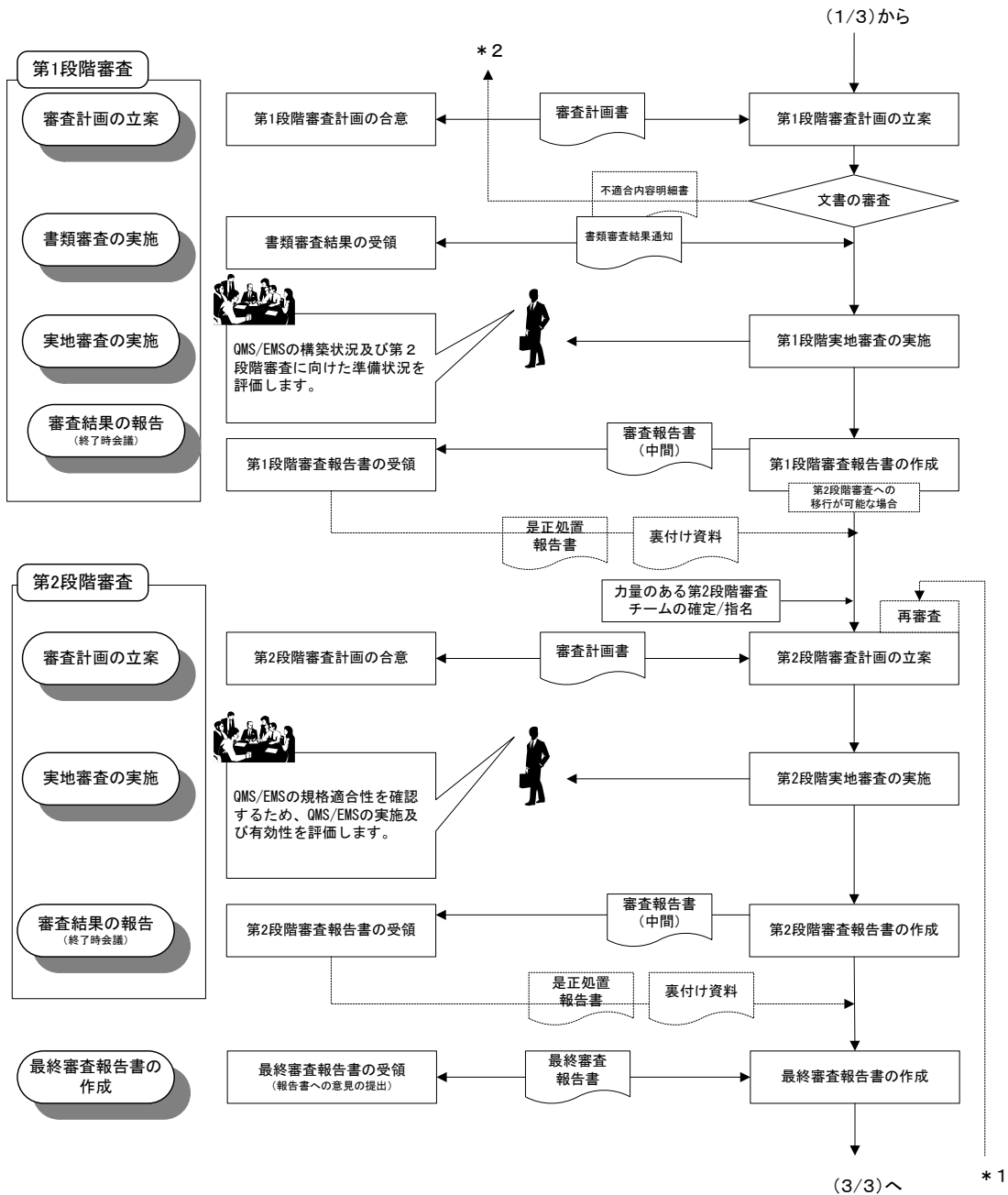
※マニュアル等とは、組織(申請者)が必要であると決定した文書化情報である。

登録審査フロー(2/3)

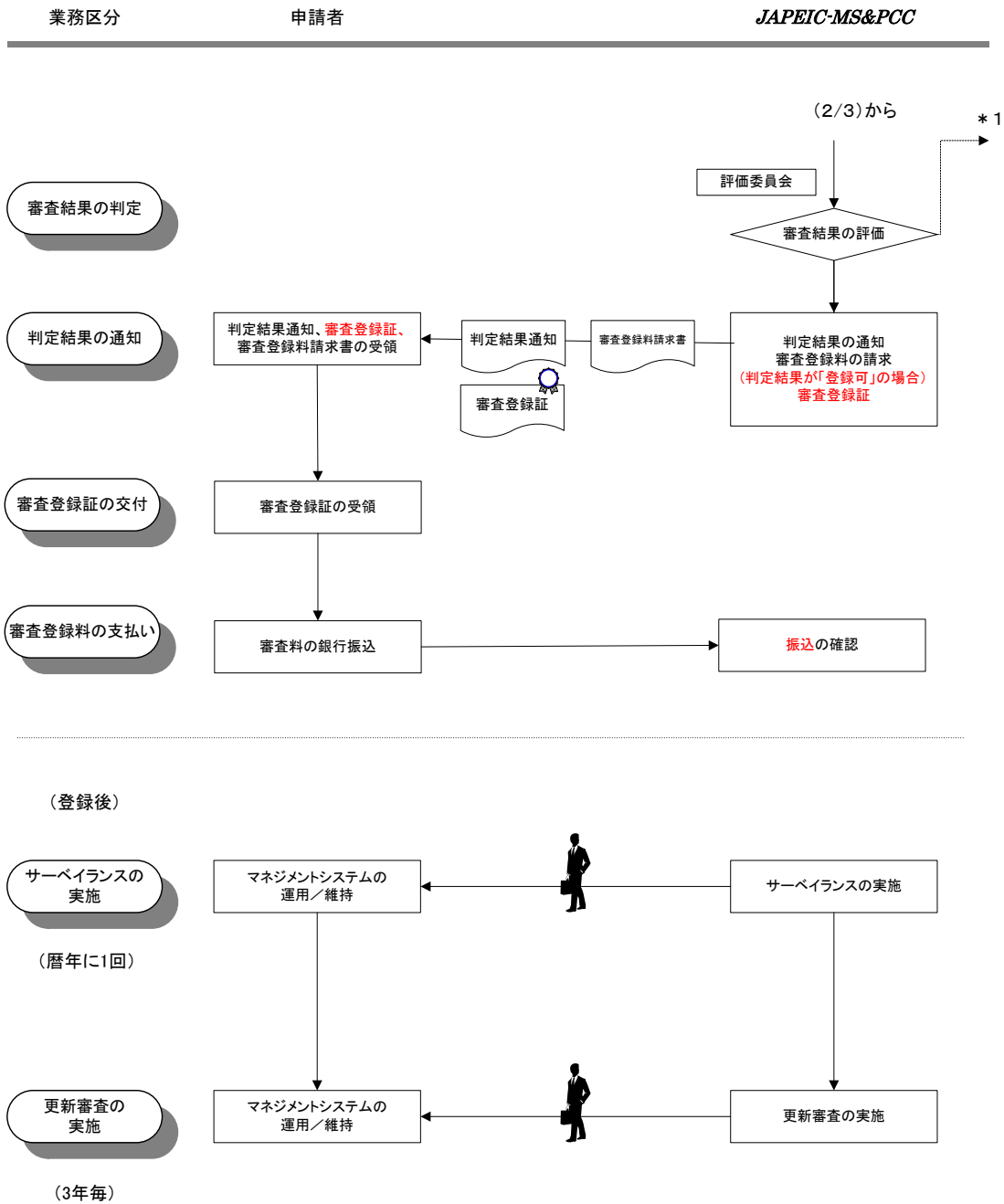
業務区分

申請者

JAPEIC-MS&PCC

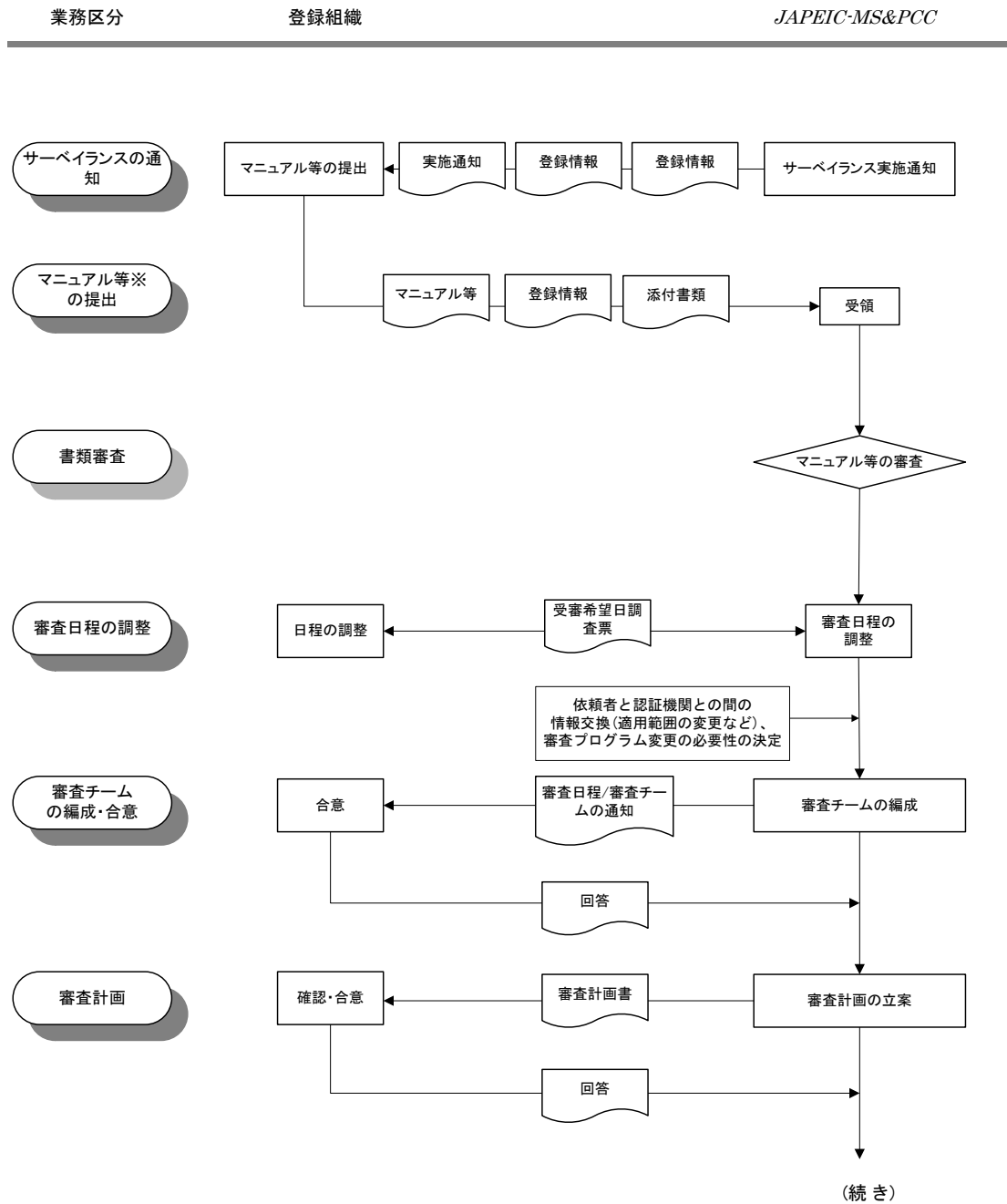


登録審査フロー(3/3)



添付2

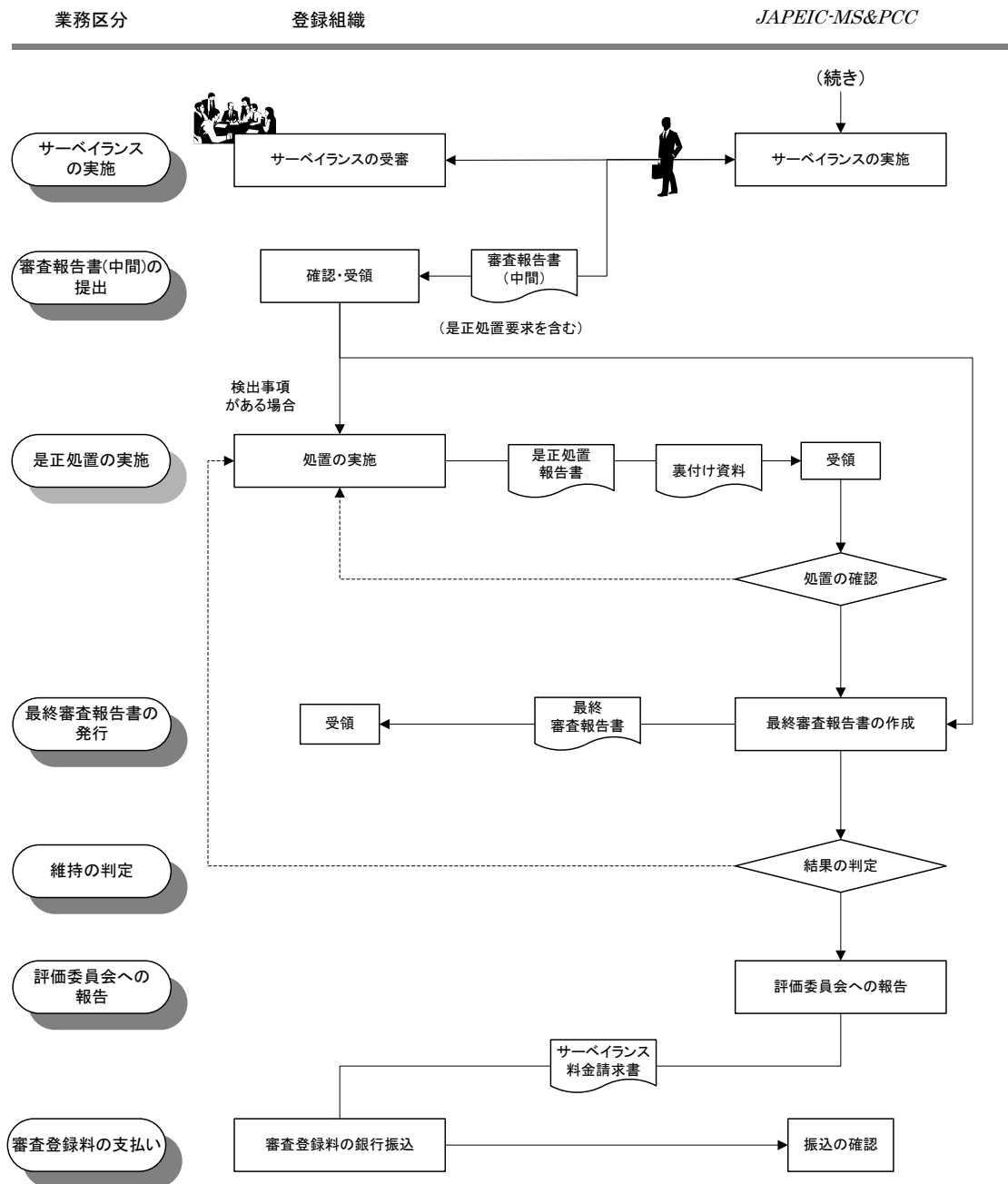
サーベイランスフロー(1/2)



※マニュアル等とは、組織(申請者)が必要であると決定した文書化情報である。

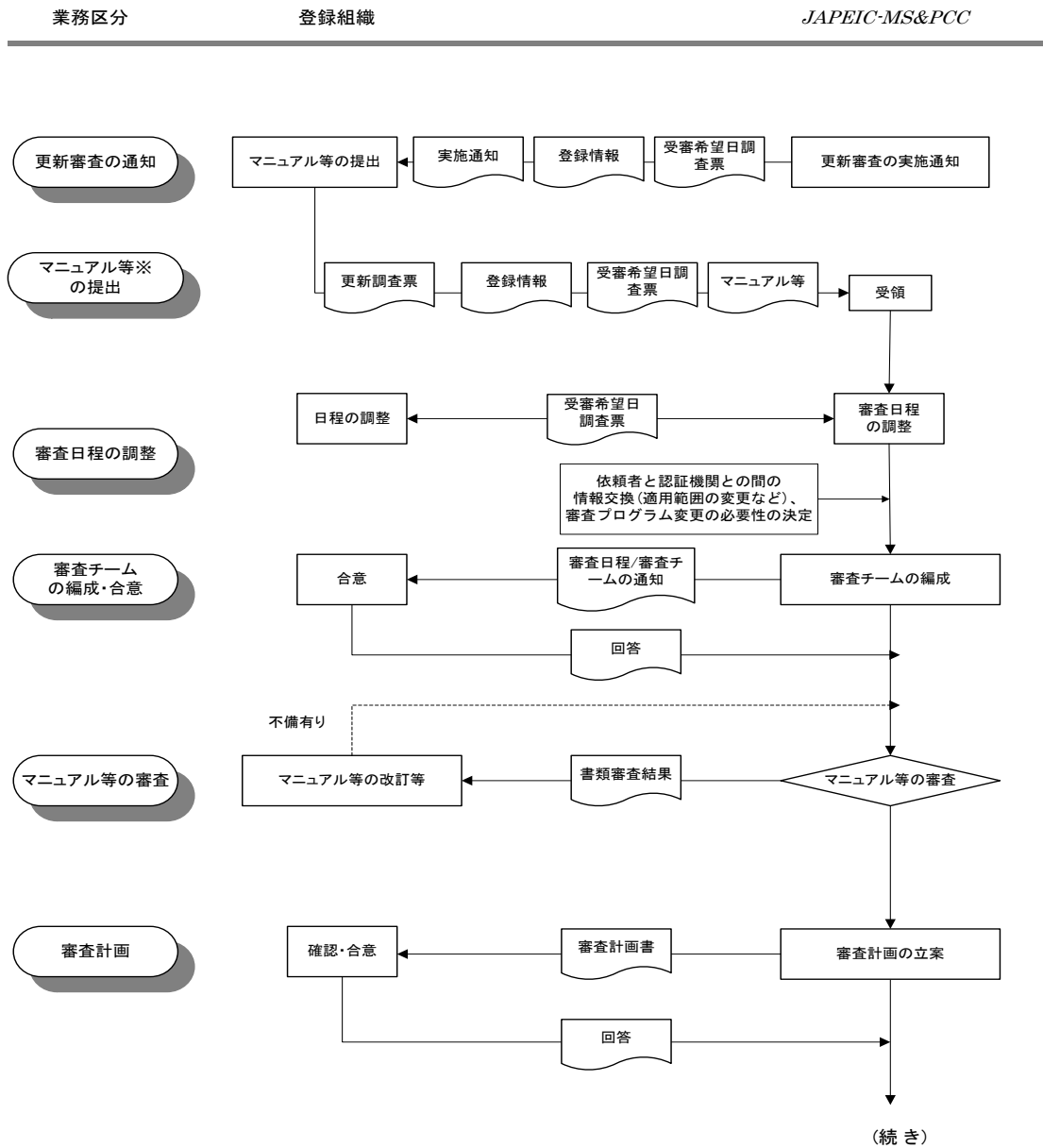
リモート審査の事前調査は、審査計画書合意後の審査前に実施します。

サーベイランスフロー(2/2)



添付3

更新審査フロー(1/2)



※マニュアル等とは、組織(申請者)が必要であると決定した文書化情報である。

リモート審査の事前調査は、審査計画書合意後の審査前に実施します。

更新審査フロー(2/2)

